

・・・事業主と従業員の皆様へ・・・

平成25年度から個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収対象事業所への完全指定を実施します。

檜山振興局と管内各町では、平成25年度から法定要件（※）に該当するすべての事業者の皆様へ特別徴収をしていただくこととなりました。

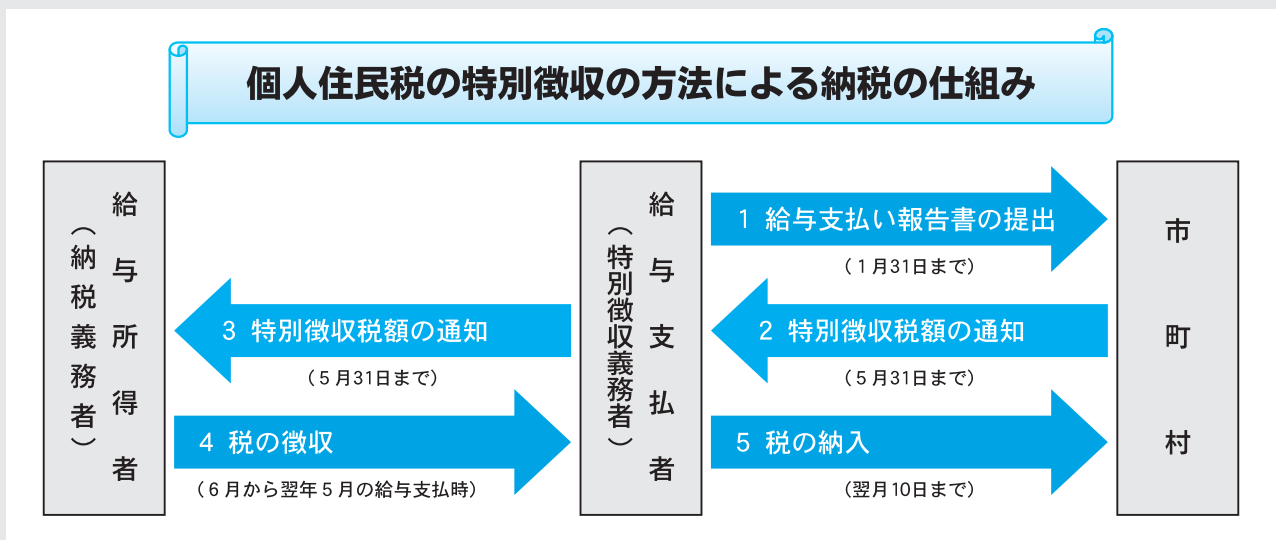
※法定要件とは、所得税の源泉徴収義務を有することをいいます。（地方税法第321条の4第1項）

◇特別徴収とは？

事業者の皆様が、町から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与と支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税はあらかじめ毎月納入額が決まっているため、所得税のように、事業者の皆様が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆様にとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

◇特別徴収の流れ



該当する各事業所あてに「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付します。

11月下旬から従業員全員を特別徴収としていない事業所に対し、特別徴収義務者指定についての内容を記載した「特別徴収義務者指定予告通知書」を順次送付します。

この通知書をお送りした後、来年5月頃に特別徴収税額通知書を事業所あてに送付しますので、これにより従業員のお方の平成25年6月支払分の給与から個人住民税の引き去りを始めていただくこととなります。

詳しい内容については「特別徴収義務者指定予告通知書」到着後、下記担当までお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ先

奥尻町役場
住民課 税務保険係
☎2-3407



特別徴収は
便利ですよ！

個人事業税のお知らせ

11月30日は「個人事業税」

第2期分の納期限です

個人事業税は、個人で事業を営む方に課税される道税です。

忘れずに納期限内に納めましょう！

なお、納税には便利な口座振替をご利用下さい。

◆お問い合わせ先

檜山振興局
地域政策部 税務課 納税係
☎0139-52-6473

